

こども家庭センターを設置し、児童及び妊産婦の保健と福祉を一体的に支援できる体制を整備します



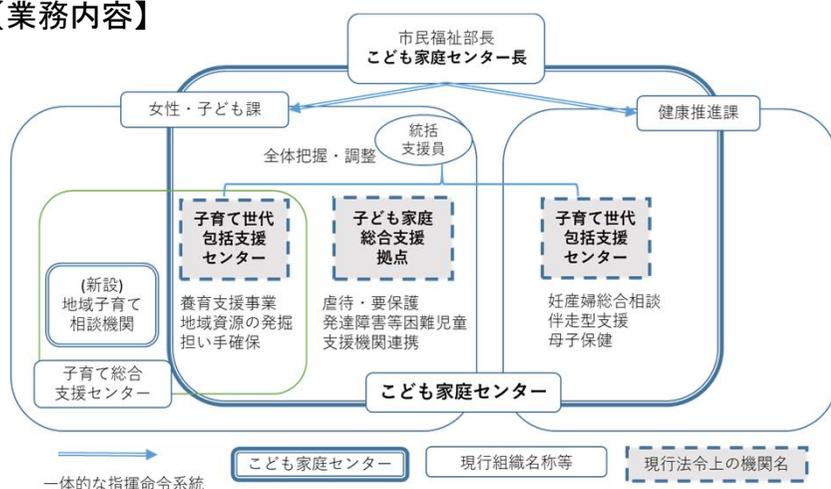
【趣旨】

現在3か所に分散している女性・子ども課の「子ども家庭総合支援拠点」、しあわせ村と子育て総合支援センターの「子育て世代包括支援センター」の機能を「こども家庭センター」として一体的に位置づけ、妊産婦から児童の保健と福祉を一体的に支援できる体制とします。

【こども家庭センターの要件】

- 子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの二つの機能を一体的に実施すること。
- 母子保健機能と児童福祉機能の双方の業務について、組織全体のマネジメント責任者（センター長）を配置すること。
- 母子保健及び児童福祉双方について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を1名配置すること。
- 名称は「こども家庭センター」（または自治体独自の統一的名称）を称すること。

【業務内容】



【事業内容】

- 設置時期：令和6年(2024年)4月1日
- 設置名称：東海市こども家庭センター
- 設置場所：市庁舎及びしあわせ村
- 新たな業務
 - 要支援者に対するサポートプランの作成・更新
 - 地域子育て資源の開拓・担い手確保
 - 家庭支援事業
 - 地域子育て相談支援機関の設定
 - 合同ケース会議の実施



【予算措置】

＜歳入＞児童虐待等対策事業費補助金	217千円
重層的支援体制整備事業費交付金	466千円
＜歳出＞こども家庭センター運営事業	1,367千円

問合せ 担当：市民福祉部女性・子ども課 担当木村（きむら） 052-603-2211, 0562-33-1111（内線688）